

平成 24 年度 後期 定期期末試験問題（法学部）

法学部

授業科目名	国際機構法(国際機構法特別特殊講義)	担当教員	柴田 明穂
試験日	1 月 28 日	問題文	1 頁
試験時間	13 : 20 ~ 14 : 50	頁数	
以下の仮想事実を基にして、国際機構法を適用して回答しなさい。なお、2003年に採択された南極条約事務局設立に関する措置 1（2003年）は効力を発生している。 仮想事実 2012年11月20日夜7時過ぎ、南極条約事務局長のH氏（英国籍）が仕事を終え帰宅途中に5人ほどの若者に取り囲まれ現金を奪われたあげく、ひどい暴行を受けて緊急入院した。その後の調査より、H氏に対しては1ヵ月程前より、アルゼンチンを早く出ていかないとひどい目にあうとの脅迫電話が頻繁にかかり、H氏もアルゼンチン現地警察にこの旨報告をし、アルゼンチン警察は特別に警戒をしていた。しかし、当日は、警備にあたっていた警官が酒を飲んでパトカーの中で寝込んでしまっていたことが発覚した。H氏は、同月28日午前10時20分に内臓破裂により死去した。 アルゼンチン政府は、今回の事件に関し政府の責任を認め、H氏の遺族に対し国家賠償法に基づく賠償を行うことを決定した。 2013年1月28日から日本国神戸市で開催される第36回南極条約協議国会議において、議長国日本は、今次事件を念頭に、「事務局所在地国の責任が認められる状況において南極条約事務局長が職務中に被った損害につき、南極条約協議国会議が一の機構として責任国に対し、会議が被った損害につき国際的な賠償請求権を行使する権限を有するか(In the event of the Executive Secretary of the Antarctic Treaty Secretariat in the performance of her duties suffering injury in circumstances involving the responsibility of the Host State, has the Antarctic Treaty Consultative Meeting as an organization the capacity to bring an international claim with a view to obtaining the reparation due in respect of the damage caused to the Meeting?)」を議題とすることにした。 問 題 あなたは日本国外務省国際法局に勤務する国際法専門官です。上記議長の提案を国際機構法を適用して分析し、日本国として表明する法的見解(legal opinion)を起草しなさい。 - 以上 -			

H24年度国際機構法期末試験 採点のポイント

- ① ICJ損害賠償事件勧告的意見と全く同じ諮問事項となっており、同意見の中で展開されたICJの国際機構法に関する法理を適用していること。
- ② ICJが提示した国際機構法の法理において：
 - (a) 国際請求権という国際法上の権限については、加盟国に対し組織体が有する権利を尊重するように要求する地位を有するかという意味における当該組織体の国際法主体性が問題となると判示されたことを理解していること。
 - (b) ある組織体が国際法主体であるかにつき、(i) 特別の任務を付与された機関の存在、(ii) 機構と加盟国の関係を定める設立文書の諸規定、(iii) 協定締結などの実行により加盟国とは分離された地位を有していること、(iv) 組織体に託された任務の性質や範囲などの客観的要素を判断基準としていたことを理解していること。
 - (c) それら諸規定や実行から、当該組織体が広い国際法主体性を有していることが意図されていた（主観説）とも判示されていることを理解していること。
- ③ 上の国際法主体性に関する法理を南極条約協議国会議(ATCM)に関わる事実に応用する際、以下の諸点に留意されていること。
 - (a) ATCMを設置した南極条約関連規定をどう評価するか。
 - (b) 2003年の南極条約事務局設置の実行をどう評価するか、特に、(i) ATCMの一機関としての事務局の位置づけ、(ii) ATCMとアルゼンチンとの間の本部協定の評価、(iii) 事務局設置交渉中に表明された協議国の意思・意図の評価。
- ④ 仮にATCMが国際法主体であるとして、次に国際請求権限を有するかにつき、ICJの法理（黙示の権限説含む）を適用して議論していること。